資料３

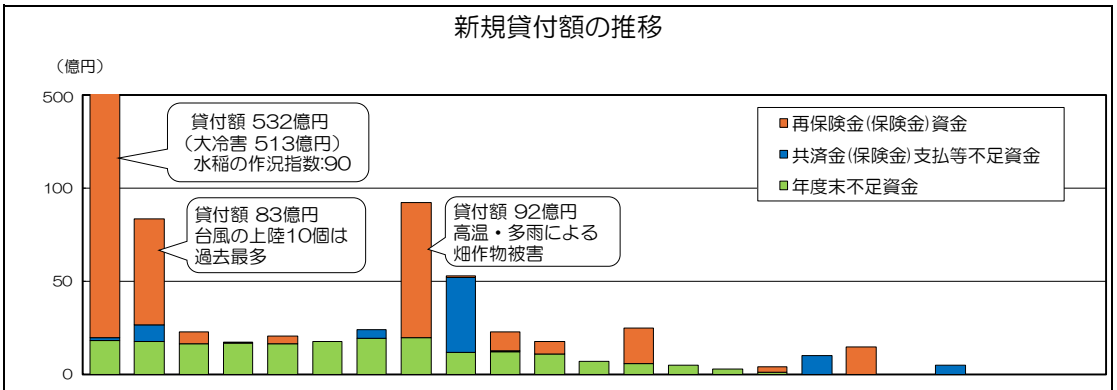
農業保険関係業務の動向及び今後の貸付けの見通しについて

１．農業保険関係業務の貸付けの実績

（１）農業保険関係業務では、これまで農業災害の発生の都度、農業共済団体で必要とされる資金の全額を無担保、無保証で貸し付けることにより、被災農業者の経営安定に寄与してきた。

とりわけ、平成 15 年に北海道・東北地方を中心に発生した冷害では、再保険金資金及び保険金支払不足資金として 513 億円（年度末不足資金を含む同年度の新規貸付総額は 532 億円）の貸付けを行い、この額は当該年度に支払われた共済金の約 3 割を占めることとなった。

（２）しかし、近年は、農業共済団体の合併に伴う財務基盤の安定等を背景に手持ち資金を超えるような支払いが少なく、3 か年通して貸付けが無いなど、実績が低調に推移しているところである。



年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
年度末不足資金	18	17	16	17	17	18	19	20	12	12	11	7	6	5	3	1	0	0	0	0	0	0	0
共済金(保険金)支払等不足資金	2	9	0	0	0	0	5	0	40	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	5	0	0	0
再保険金(保険金)資金	512	57	7	1	4	0	0	72	1	10	7	0	19	0	0	3	0	15	0	0	0	0	0
合計	532	83	23	17	20	18	24	92	53	23	7	7	25	5	3	4	10	15	0	5	0	0	0

２．農業保険関係業務の貸付けの見通し

（１）年度末不足資金

農業共済団体の純財産のマイナス部分を貸付対象とする年度末不足資金については、一部の農業共済団体で勘定別繰越不足金の増加が見られるものの、財務状況を見る限り資金ニーズが今後高まる可能性は低い。

農業共済組合の純財産の状況

（単位：百万円,%）

	令和５年度末		令和６年度末		対前年	
	全国合計	構成比	全国合計	構成比	増減	前年比
農作物	179,707	72.2	176,297	69.3	△ 3,410	98.1
処分後積立金	179,707	72.2	176,297	69.3	△ 3,410	98.1
繰越不足金	0	0.0	0	0.0	0	-
家畜	△ 2,583	△ 1.0	640	0.3	3,223	△ 24.8
処分後積立金	7,735	3.1	11,354	4.5	3,619	146.8
繰越不足金	△ 10,318	△ 4.1	△ 10,714	△ 4.2	△ 396	103.8
果樹	9,333	3.7	9,223	3.6	△ 110	98.8
処分後積立金	9,546	3.8	9,441	3.7	△ 105	98.9
繰越不足金	△ 213	△ 0.1	△ 219	△ 0.1	△ 5	102.5
畑作物	25,106	10.1	28,104	11.0	2,998	111.9
処分後積立金	25,818	10.4	28,503	11.2	2,686	110.4
繰越不足金	△ 712	△ 0.3	△ 399	△ 0.2	312	56.1
園芸施設	37,426	15.0	40,249	15.8	2,823	107.5
処分後積立金	37,621	15.1	40,374	15.9	2,753	107.3
繰越不足金	△ 195	△ 0.1	△ 125	△ 0.0	70	64.2
合計	248,989	100.0	254,513	100.0	5,524	102.2
処分後積立金	260,427	104.6	265,970	104.5	5,543	102.1
繰越不足金	△ 11,438	△ 4.6	△ 11,457	△ 4.5	△ 19	100.2

出典：農業共済組合資金事情調査

（２）共済金（保険金）支払等不足資金・再保険金（保険金）資金

共済金等支払財源の不足する額を貸付対象とする共済金（保険金）支払等不足資金及び政府からの再保険金等の支払いを待たずに共済金を早期に支払うときに不足する額を貸付対象とする再保険金（保険金）資金については、農業共済団体の財務状況から直ちに手持資金不足等になることは低いものの、現金・預金、有価証券等の当座資産に占める事業資金の割合（事業資金保有比率）が低下する傾向にあり、被害状況によっては資金ニーズが発生する可能性はある。

（３）農業経営収入保険事業

全国農業共済組合連合会が実施する農業経営収入保険事業については、これまで貸付実績が無く、保険金等の支払状況も令和３年度をピークに減少しているが、今後の災害状況や農産物価格の動向等によっては将来的に資金ニーズが発生する可能性はあるものと考えている。

３．農業保険関係業務における貸付金利の動向

（１）農業保険関係業務における貸付金利については、市中金利の動向をより弾力的に反映させるため、設定方法を主要銀行間の取引金利である全銀協日本円 TIBOR レートを基準に農業共済事業、農業経営収入保険事業ごと一定の率を上乗せした利率としている。具体的には、

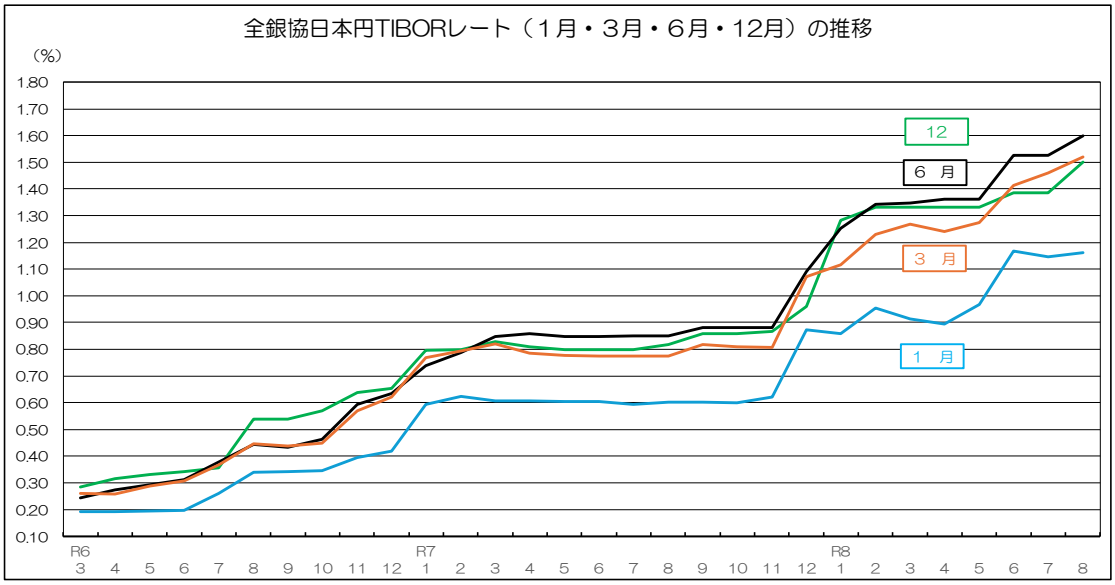
① 農業共済事業においては、近年の貸付実績が出資金の範囲内に留まり調達金利の影響を考慮する必要が薄いため、令和３年４月から「全銀協日本円 TIBOR レー

ト＋0.15%」

② 農業経営収入保険事業においては、信用基金内で同様に出資金を超えて、共済団体に貸付を行っている漁業災害補償関係業務と同様の金利水準として、令和７年４月から「全銀協日本円 TIBOR レート＋0.25%」

を適用利率としているところである。

（２）全銀協日本円 TIBOR レートを含む市中金利については、令和６年３月に日本銀行がマイナス金利政策を解除し「金利のある世界」に突入した中で、同年７月以降４回にわたる政策金利の引き上げにより、明確な上昇が見られているところである。



注： 全銀協日本円TIBORレートは、各月の月末値とした。

（３）信用基金内で本業務と同様の貸付けを行う漁業災害補償関係業務において、貸付原資を短期借入金により調達した際の民間金融機関からの借入金利については、上昇傾向が見られるところであるが、貸付金利の基礎となる全銀協日本円 TIBOR レートも上昇しており、これまで借入金利が貸付金利を上回る「逆ざや」という事態はなかったが、令和８年６月及び７月においては、借入金利が貸付金利を上回る状況が生じた。

借入金利と貸付金利の逆ざやが生じたものの、現状では信用基金の収支に大きな影響はないと見込まれたことから、当面は現行の貸付金利の水準を維持すると判断したところである。なお、今後の金利情勢等の変化によっては、貸付金利の設定方法を見直すことが必要となる可能性もあるため、貸付金利の設定方法の見直しを行った場合には、次回の運営委員会において報告することとする。

以上